

横浜市中村地区センター指定管理者公募要項

横浜市中村地区センターの指定管理者(管理運営を実施する団体)を公募します。

1 指定管理者制度について

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

南区（以下「区」という。）では、令和7年4月1日から横浜市中村地区センターの管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 公募の概要

(1) 公募対象施設

ア 名称

横浜市中村地区センター（以下、「中村地区センター」という。）

イ 所在地

横浜市南区中村町4丁目270番地

ウ 施設概要 詳細は「横浜市中村地区センター指定管理業務 特記仕様書」を参照

構 造 RC造

階 数 地上3階建て

延床面積 2,325.99m²

施設内容 1階：図書コーナー、多目的コーナー、学習室、
体育室（更衣室、シャワールーム、器具庫）、事務室

2階：和室、小会議室、プレイルーム、娯楽コーナー、学習コーナー、
休憩・飲食コーナー

3階：中・小会議室、多目的室、料理室、工芸室

屋外：駐車場、駐輪場、広場

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定の方式

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」に基づき、公募型プロポーザル方式による提案審査を行い、選定委員会の意見を尊重して、指定管理者の候補者（以下、「指定候補者」という。）及び指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下、「次点候補者」という。）を選定します。

(4) 選定委員会の設置

横浜市地区センター条例第13条の規定により「横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管

理者選定委員会」を設置し、審査基準に基づいて書類審査及び面接審査等を行います。

(5) 審査結果等の通知及び公表

審査結果は、応募団体に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、指定候補者として選定後、区のウェブサイトへの掲載等により公表します。

(6) 協定の締結

区は、指定候補者と細目について協議を行い、その後、市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(7) 問合せ先

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

横浜市南区役所地域振興課 区民施設担当

電話：045-341-1237 FAX：045-341-1240

E-mail : mn-shisetsu@city.yokohama.jp

3 地区センターについて

地区センターは、横浜市地区センター条例に基づき、地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研究会、サークル活動などを通じて相互の交流を深めることを目的として設置しています。（横浜市地区センター条例第1条・第2条）

地区センターのほか、コミュニティハウス、集会所、スポーツ会館などの施設が“地区センター”として条例に位置付けられています。

これらの施設を利用した様々な活動をきっかけに、地域コミュニティの醸成や地域の連携を図っていただくため、幼児からお年寄りまでの幅広い層の市民が気軽に利用できる施設です。

また、前述の目的である利用者の生活環境の向上を支援することに加えて、地域コーディネートを行う施設として運営を行います。

地域コーディネートとは

地域づくり（共助の仕組みづくり）の仕掛けを行うことです。

地区センターやコミュニティハウスは「地域の誰もが集い学べる生涯学習の場」である強みを生かし、地域をサポートする中で人や地域人材、団体、機関をつなぎ、新たなまちづくりの担い手を発掘・育成する地域コーディネート機能をより充実させることを目指します。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 中村地区センターの利用の許可等に関する事。
- (2) 中村地区センターの運営に関する事。
- (3) 横浜市地区センター条例第2条第2項に規定する事業の実施等に関する事。
- (4) 中村地区センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) その他、中村地区センター指定管理業務 仕様書のとおり

5 指定管理料

地区センターの管理運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、建物、建物以外の工作物、土地及び設

備（以下、「施設及び設備」という。）の維持保全に係る清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む修繕費の経費を含みます。

指定管理業務に係る経費は、応募時の提案額に基づき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに横浜市の予算の範囲内で、区と指定管理者が協議して決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）支払時期や額、方法等は協定にて定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、公募要項や協定で定めた水準を満たさなかった場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。

賃金水準の変動への対応については、提案された人件費のうち給与等賃金水準の変動による影響を受けるものを、賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます。（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）

なお、中村地区センターについては既に賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち給与等、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人員を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算して記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照してください。

6 公募及び選定のスケジュール

(1) 公募要項の配布期間	令和6年5月23日（木）から令和6年7月16日（火）まで
(2) 応募団体説明会及び現地見学会	令和6年6月7日（金）
(3) 公募要項等に関する質問受付	令和6年6月7日（金）から令和6年6月13日（木）まで
(4) 質問に対する回答日	令和6年6月20日（木）
(5) 応募書類の受付期間	令和6年7月11日（木）から令和6年7月16日（火）まで
(6) 審査・選定（面接審査実施）	令和6年8月23日（金）
(7) 選定結果の通知・公表	令和6年9月下旬
(8) 指定管理者の指定	令和6年12月下旬（予定）
(9) 指定管理者との協定締結	令和7年2月下旬（予定）

7 応募に関する事項

（1）応募団体説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類の記載方法等に関する説明会を開催します。応募を予定される団体は、必ず応募者説明会にご参加ください。なお、現地見学会は希望する団体のみご参加ください。当日は、公募要項等の資料は配布しませんので、横浜市南区役所ウェブサイトから資料をダウンロードする等、各自でご持参ください。

ア 応募者説明会（必須）

・日時：令和6年6月7日（金） 10時00分～11時00分

・場所：南区役所6階地域振興課（61番窓口） ※応募団体へ別途ご連絡します。

イ 現地見学会（希望制）

- ・日時：令和6年6月7日（金） 13時00分～13時30分

- ・場所：中村地区センター

ウ 共通

- ・参加人数：各団体2名以内とします。

- ・申込方法：参加を希望される団体は、令和6年6月3日（月）17時00分までに、「横浜市中村地区センター 指定管理者応募団体説明会及び現地見学会申込書」をFAX又はE-mailで南区地域振興課に送付してください。

(FAXの場合は、送信後に担当まで電話で到達確認をしてください。)

(※説明会当日は、駐車場が限られていますので、公共交通機関を御利用下さい。)

(2) 質問の受付及び回答

公募要項等の内容に関する質問について、次のとおり質問書により受け付けます。

- ・受付期間：令和6年6月7日（金）から令和6年6月13日（木）まで

- ・受付先：横浜市南区地域振興課

FAX : 045-341-1240

E-mail:mn-shisetsu@city.yokohama.jp

- ・質問方法：FAX又はE-mailで「横浜市中村地区センターの指定管理者公募要項等に関する質問書」を、上記受付先に送付してください。（FAXの場合は、送信後に担当まで電話で到達確認をしてください。）なお、電話でのお問い合わせには応じかねますのであらかじめご了承ください。

- ・回 答：令和6年6月20日（木）までに、横浜市南区役所ウェブサイトへの掲載により回答します。

南区役所ウェブサイトURL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/shiteikanrisha/kokaido/nakamura/nakamura.html>

(3) 資格要件

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営することのできる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。法人格は必須ではありませんが、個人での申請はできません。

(4) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により横浜市における入札の参加資格を制限されていること。

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること。

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、別添の「役員等氏名一覧表」（様式13）を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること。

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること。(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと。)

※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとし、当該共同事業体の構成団体が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

※中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当するすべての組合員が前記いずれの欠格事項に該当しないとともに、当該中小企業等協同組合の担当組合員が当該施設の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないことが必要です。

(5) 応募手続きについて

ア 応募書類

- (ア) 指定申請書（様式1）
- (イ) 横浜市中村地区センター 指定管理者事業計画書（様式2）
- (ウ) 横浜市中村地区センター自主事業計画書（様式3）
- (エ) 横浜市中村地区センター自主事業別計画書《単表》（様式4）
- (オ) 令和7年度収支予算書（兼指定管理料提案書）※¹（様式5）
- (カ) 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式6）
- (キ) 評価基準加点項目に係る申出書（様式7）※²
- (ク) 障害者雇用計算表（様式8）※²
- (ケ) 欠格事項に該当しない宣誓書（様式9）
- (コ) 応募団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (サ) 履歴事項全部証明書※³（法人の場合）
(応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの)
- (シ) 応募団体の、指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
 - (ス) 納税証明書[その3の3]※^{3、4}（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）
(法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額の無いことの証明書です。)
 - (セ) 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式10）※⁴
(応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。)
- (ソ) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式11）※⁴
公益法人又は人格のない社団等で収益事業等を実施していないことにより、法人税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合に、提出の必要があります。
- (タ) 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※⁵：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (チ) 健康保険の加入を確認できる書類※⁵：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領收

書の写し（直近の1回分）等

- (ツ) 厚生年金保険の加入を確認できる書類^{※5}：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- (テ) 貸借対照表、損益計算書、財産目録等（直近3か年の事業年度分）
任意団体にあってはこれらに類する書類
- (ト) 団体の現在の組織、人員体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- (ナ) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (ニ) 役員等氏名一覧表（様式13）（イ 提出方法・部数【注】参照）

※1 本部経費を計上する場合は、本部経費に含まれる費用科目名を事務経費欄に明記してください。科目が多岐に渡り事務経費欄内への記載が難しい場合は、科目名一覧が記載された別紙を添付してください。

※2 評価基準項目に規定する加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%（注：令和6年5月までに申請期限を迎える場合には、2.30%）を超えていることを確認するため、様式7に加えて「障害者雇用計算表（様式8）」に必要事項を記入の上、提出してください。

※3 同一の区が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和〇年〇月〇日に〇〇区〇〇課に提出）として添付」と明記してください。

※4 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式11）」を提出してください。

※5 各種社会保険への加入の必要がないため、(タ)・(チ)・(ツ)のいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式12）」を提出してください。

※6 共同事業体として応募する場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出し、さらに次の書類を提出してください。

- (ヌ) 共同事業体の結成に関する申請書（様式14）
- (ヌ) 共同事業体連絡先一覧（様式15）
(応募書類のうち(ケ)から(ニ)までについては、全ての構成団体について提出いただきます。)

※7 中小企業等協同事業組合として応募する場合には、さらに次の書類を提出してください。

- (ノ) 事業協同組合等構成員表（様式16）
(応募書類のうち(ケ)から(ニ)までについては、全ての担当組合員について提出いただきます。)

※8 その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

イ 提出方法・部数

以下を持参により提出してください。（郵送、E-mail等での提出は受け付けません。）

- ① 正本（1部）… 応募書類をアから順に並べ、クリップ留め
- ② 副本（4部）… 応募書類をアから順に並べ、ページ数及び「ア」から順にインデ

ツクスを付し、ファイリング

③ 副本（6部） … 応募書類をアから順に並べ、ページ数及び「ア」から順にインデックスを付し、応募団体が特定できないように（黒塗り等）してファイリング

【注】 ((様式13)) については、印刷済みの原本1部（写しは不要です）及び様式のデータ（CD-R等）を提出してください。

ウ 公募要項等の配布

（ア）配布期間

令和6年5月23日（木）から令和6年7月16日（火）まで

（南区役所開庁時間：土・日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで）

（イ）配布場所

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 南区役所地域振興課（区役所6階61番窓口）

南区役所ウェブサイトからもダウンロードができます。

南区役所ウェブサイトURL：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kusei/shiteikanrisha/kokaido/nakamura/nakamura.html>

エ 応募書類（指定申請書等）提出期限

令和6年7月11日（木）から令和6年7月16日（火）

（南区役所開庁時間：土・日及び祝日を除く午前8時45分から午後5時まで）

オ 提出先

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 南区役所地域振興課（区役所6階61番窓口）

（6）留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

イ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ウ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

エ 団体職員以外の者による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては構成団体、中小企業等協同組合にあたっては組合員となっている団体）の職員以外の者が、次の行為を行うことを禁止します。

（ア）指定管理者応募団体説明会及び現地見学会への代理出席

（イ）事業計画書等応募書類の作成（ただし、作成に関する技術的な助言等は除く）

（ウ）選定委員会の面接審査への出席

オ 応募団体の失格

応募団体が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

（ア）アからエまでの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

（イ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

カ 応募書類の取扱い

応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。

キ 関係書類の著作権

区（横浜市）が提示する設計図書（平面図等）の著作権は区（横浜市）及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

ク 情報の公開等

（ア） 応募書類について

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合、原則として請求に基づき請求者に開示されます。

また、指定管理者となった団体の応募書類（事業計画書、指定管理料提案書・収支予算書、団体の概要等）については、議決後公表します。

その他、区（横浜市）が必要と認めるときには、応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

（イ） 審査の経過及び選定結果について

審査の経過並びに指定候補者及び次点候補者の選定結果（名称・点数）については、区のウェブサイトで公表します。

ケ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、辞退届を提出してください。

コ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募団体の負担とします。

サ 団体の重要事項の変更

応募しようとする団体が、応募後に法人格等を変更する可能性のある場合（応募時に法人化等の手続き中である場合など）は、必ず応募前に区と相談してください。

なお、法人格の変更とは、法人格を有していない団体が法人格を取得する場合、法人格の種類を変更するなど、法人格の一部を変更する場合も含みます。

シ 公募要項等の承諾

応募団体は、応募書類の提出をもって、公募要項、指定管理業務仕様書及び指定管理業務特記仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。

8 審査及び選定に関する事項

（1） 審査方法

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式による提案審査を行い、選定委員会の意見を尊重して、指定候補者及び次点候補者を選定します。選定にあたっては、応募団体の応募書類及び面接審査等の内容を、指定管理者評価基準項目（別添）に基づき総合的に審査します。

また、面接審査では、プレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行いますので、団体の代表者又は代表者の代理人（団体内）合計3名までの出席をお願いします。面接審査に係る詳細は後日応募団体にお知らせします。

（2） 選定委員会

【横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会】（敬称略）

委員長 影山 摩子弥（横浜市立大学教授）

委員 麻尾 久子（子育て支援者）

小野澤 寿一（税理士）

坂本 今朝幸（南区スポーツ推進委員連絡協議会会長）

吉川 昌代 (南区青少年指導員協議会副会長)

(3) 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

(4) 評価基準項目

別添「横浜市中村地区センター指定管理者選定の評価基準項目」のとおり

※財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

※指定候補者及び次点候補者となるためには、選定委員会の定める最低基準点（出席している全委員の加減点項目を除く評価基準項目の合計170点満点の6割以上）を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度公募を行います。

9 選定結果の通知及び指定手続き等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、令和6年9月下旬に、全応募団体に文書で通知します。

ア 指定候補者（1位団体）への通知：指定候補者の名称・点数

イ 次点候補者（2位団体）への通知：指定候補者及び次点候補者の名称・点数

ウ 3位以下の団体への通知：指定候補者、次点候補者及び当該団体の名称・点数

(2) 指定の手続き

指定候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市会に対し提出し、議決後に指定管理者として指定します。

指定にあたっては、指定管理者として指定した団体へ文書で通知するとともに、横浜市公告式条例（昭和25年横浜市条例第35号）の定めるところにより公告します。

(3) 協定の締結

区は、指定候補者と細目について協議を行い、その後、指定候補者が市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(4) 協定の主な内容

協定の内容は概ね次のとおりとします。詳細については別添の基本協定書（素案）を御確認ください。最終的な内容は指定候補者に提示します。

ア 管理運営業務の範囲及び実施に関する事項

イ 指定期間にに関する事項

ウ 利用の許可等に関する事項

エ 事業計画書に記載された事項

オ 利用料金及び減免等に関する事項

カ 横浜市が支払うべき経費等に関する事項

キ 施設内備品の管理等に関する事項

ク 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護等に関する事項

ケ 利用状況及び事業報告等に関する事項

コ 業務の評価等に関する事項

サ 指定の取消及び管理業務の停止等に関する事項

シ 損害賠償等に関する事項

ス 地区センター委員会の設置等に関する事項

セ その他区長が必要と認める事項

(5) 指定候補者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

市会の議決を得られないとき、又は指定手続の過程で指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、区は、次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市会の議決を経て指定管理者として指定するものとします。

なお、市会の議決を得られず指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合においても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

また、市会の議決が得られることにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

10 添付資料

- (1) 指定申請書（様式 1）
- (2) 横浜市中村地区センター 指定管理者事業計画書（様式 2）
- (3) 横浜市中村地区センター自主事業計画書（様式 3）
- (4) 横浜市中村地区センター自主事業別計画書《単表》（様式 4）
- (5) 令和 7 年度収支予算書（兼指定管理料提案書）（様式 5）
- (6) 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 6）
- (7) 評価基準加点項目に係る申出書（様式 7）
- (8) 障害者雇用計算表（様式 8）
- (9) 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 9）
- (10) 横浜市税の納税状況調査の同意書（様式 10）
- (11) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式 11）
- (12) 労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式 12）
- (13) 役員等氏名一覧表（様式 13）
- (14) 共同事業体の結成に関する申請書（様式 14）
- (15) 共同事業体連絡先一覧（様式 15）

※(14)、(15)は、共同事業体を結成して応募する場合に使用

- (16) 事業協同組合等構成員表（様式 16）

※(16)は、中小企業等協同組合として応募する場合に使用

- (17) 横浜市中村地区センターの指定管理者公募要項等に関する質問書（質問時に使用）
- (18) 辞退届（応募書類提出後に辞退する際に使用）
- (19) 横浜市中村地区センター指定管理者応募団体説明会及び現地見学会申込書
- (20) 横浜市中村地区センター指定管理者選定の評価基準項目
- (21) 横浜市中村地区センター指定管理業務 仕様書

仕様書別紙 1 個人情報取扱特記事項、個人情報保護に関する誓約書、研修実施報告書

別紙 2 リスク分担表

参考資料 維持管理業務一覧

- (22) 横浜市中村地区センター指定管理業務 特記仕様書（施設概要及び業務基準）
- (23) 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き
- (24) 参考資料（地区センター条例、施行規則、基本協定書（素案）、その他）

11 その他

(1) 課税に関する留意事項

会社等の法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

(2) 指定の取消等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定の取消又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき。
 - イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき。
 - ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき。
 - エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき。
 - オ 応募の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
 - キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
 - ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき。
 - ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき。
 - コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
 - サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
 - シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- ※指定管理者の責に帰すべき事由により指定の取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることができます。
- ※指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

12 問い合わせ先（事務担当）

〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33

横浜市南区役所地域振興課 区民施設担当

電話：045-341-1237 FAX：045-341-1240

E-mail : mn-shisetsu@city.yokohama.jp